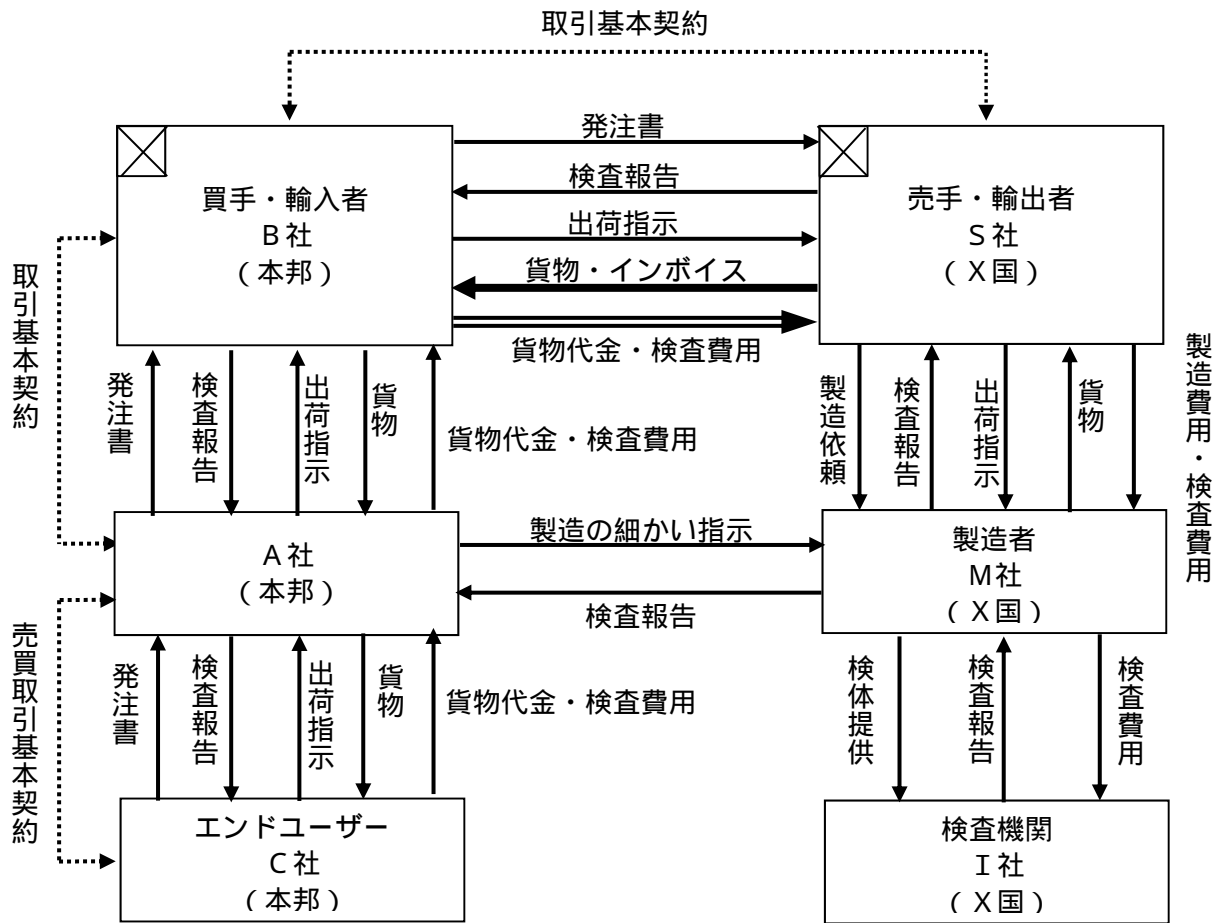


輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

買手が売手に対し支払う輸入貨物の検査費用の取扱いについて

照会		
照会内容等	輸入貨物の品名	健康食品原料（税表分類：第4類）
	照会の趣旨	買手が売手に対し支払う輸入貨物の検査費用が輸入貨物の課税価格に算入されるか否かについて照会するものです。
	取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	別紙1のとおり。
関係する法令条項等	関税定率法第4条第1項	
添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料	

回答			
回答年月日	平成30年3月15日	回答者	横浜税関業務部首席関税評価官
回答内容	別紙2のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) 回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご注意ください。		



2. 取引の概要

(1) 輸入者で買手である本邦所在のB社(以下「買手」という。)は、自己と特殊関係にないX国所在の輸出者で売手であるS社(以下「売手」という。)と「取引基本契約書」を締結し、CFR条件で健康食品原料(以下「輸入貨物」という。)を輸入(購入)しています。

(2) また、「取引基本契約書」において、売手はX国所在の製造者が生産した商品を日本へ輸出し、買手はその商品の輸入を行い、売手から買い受ける旨が規定されています。

(3) 本件輸入貨物について、本邦所在のA社は、本邦所在のC社から輸入貨物の発注を受け、その受注した数量をもとに発注書を作成し、買手に送付します。

A社とC社との間では「売買取引基本契約書」が締結され、A社がC社に対して輸入貨物を売り渡し、C社がこれを買受けることその他、輸入貨物の品質及び規格が取り決められています。

また当該契約書において、A社は、C社から送付される「品質規格表」に記載されている項目について、輸入貨物をC社に納品する前に、A社とC社が協議の上定めた検査機関においてC社の指定する検査項目の検査を行うこと及び検査機関に提供するロットサンプルの費用はA社の負担とし、検査費用はC社の負担とする旨が規定されています。

なお、買手、A社、C社の間に特殊関係はありません。

(4) また、買手は、輸入貨物についてA社からの発注書を受け、その数量等で作成した自社の発注書及び「品質規格表」を売手に送付し、それらに沿って製造を依頼します。

買手とA社との間では「取引基本契約書」が締結され、A社は、買手に対し輸入業務全般を委託して輸入貨物を買受けるものとされています。また両者は、買手が輸入時に所轄検疫所から要求される検査を行うこと、製造者がC社の品質基準適合の為の検査を行うこと、及びC社の要求に基づくA社からの依頼によって、出荷前にX国国内の外部検査機関においてC社の指定する検査を行うことを覚書において取り決めています。さらに、検査費用についてはC社負担であるため、X国国内検査機関への支払は製造者が立替をし、その費用を輸入時に買手が立替をして売手に支払い、A社への商品売渡し時に立替金の請求を買手がA社に対して行う旨も取り決められています。

(5) 売手は、買手より発注書を受けた後、X国所在の製造者であるM社に対し、輸入貨物の製造を依頼します。なお、当該発注書には、C社の指定する検査機関によってC社が指定する検査項目の検査を行う旨が規定されています。

(6) M社は、貨物の製造後、M社自身によって、自社の製造マニュアルにおける品質検査を行います。M社が行う検査は、検査機関が行う検査と同様のもので、買手が売手に送付する発注書及び「品質規格表」の検査をM社自身が自らの工場で行います。その後、M社は買手の発注書及び「品質規格表」に基づき、C社指定の検査機関であるX国所在のI社に、輸出するロットの一部を検体として提供し、検査を依頼します。

(7) I社は、依頼された検査を行った後、検査レポートをM社に送付し検査結果を報告します。検査レポートは、M社から売手、買手、A社、C社の順に送付され、検査レポートの内容が共有されます。なお、検査レポートの取得は輸出手続きのために法令上義務付けられているものではありません。

なお、製造の細かい指示などは、A社からM社に対し行っており、M社からA社へは検査レポートが別途送付されています。

(8) C社は、検査レポートの内容を確認し、求める品質に合致していることを確認した後、A社に対し出荷許可の指示を出します。出荷指示は、A社から買手、売手、M社の順に伝わり、M社が輸入貨物を出荷します。品質基準に満たない場合、M社は出荷することができず、再生産することになります。

(9) 検査費用は、I社からM社に対して請求され、M社は売手に対し、輸入貨物の代金と立て替えた

検査費用を合わせて請求します。立て替えた検査費用は、売手から買手、A社、C社の順に請求され、それぞれ支払われます。

3. 関税評価に対する照会者の見解

C社が検査機関であるI社に間接的に委託して行う輸入貨物の検査に要する費用は、売手ではなく買手側のC社が自己の再確認のためにおこなった検査費用であり、現実支払価格に含まれず、また、関税定率法第4条第1項第1号から第5号までに掲げる加算要素に該当せず、輸入貨物の課税価格には含まれないと考えます。

【回答内容】

買手である輸入者が売手である輸出者へ支払う輸入貨物の検査費用は、買手が自己のために行った検査に要した費用と認められることから、輸入貨物の課税価格に算入されません。

【理由】

1. 関係法令等

関税定率法(以下「法」という。)第4条第1項において、輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格とするとされています。

法施行令第1条の4本文において、「買手により売手に対し又は売手のために輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格は、当該輸入貨物につき、買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額」とすると規定されています。

法基本通達(以下「通達」という。)4-2の3において、輸出国における輸入貨物の検査に要する費用の取扱いについて、「検査」とは、輸入貨物が売買契約に定める品質、規格、純度、数量等に合致しているか否かを確認するための検査又は分析をいうとされています。

また、同通達(1)において、売手(売手の依頼を受けた検査機関等の第三者を含む。)が自己のために行った検査に要した費用で買手が負担する場合は、課税価格に算入するとされ、他方、同通達(2)において、買手(買手の依頼を受けた検査機関等の第三者を含む。)が自己のために行った検査に要した費用で買手が負担する場合は、課税価格に算入しないとされています。

2. 輸入取引の認定

輸入者は、自己と特殊関係にないX国所在の輸出者と「取引基本契約書」を締結し、X国所在の製造者が生産した商品を継続的に輸入し、輸出者から買い受けることを取り決めていることから、輸入者と輸出者の間の売買が法第4条第1項に規定する「輸入取引」に該当し、輸入者が買手、輸出者が売手となります。

3. 検査費用の検討

本件輸入貨物について、X国所在の検査機関においてC社の指定する検査が行われており、当該検査に係る検査費用が検査機関から製造者に対して請求され、更に製造者から売手、売手から買手に請求されます。

以下、買手から売手に対して支払われる当該検査費用の取扱いについて検討します。

提出資料及び買手の説明によると、買手は売手に対して発注書及び「品質規格表」を送付し、当該規格に合致する製品の製造を依頼します。また、当該発注書には検査機関で行う検査項目が記載されて

います。

売手は買手からの発注を受けた後、製造者に輸入貨物の製造を依頼しますが、買手の説明によれば、製造者は輸入貨物の製造後、買手から売手に送付される発注書及び「品質規格表」に基づいた検査を製造者自ら行い、その後、C社が指定する検査機関に検査を依頼するとのことです。よって、売手の依頼を受けた製造者が行うべき検査がなされているとのことであり、売手は輸入取引において買手と合意した規格に合致する製品が製造されたかどうかを確認するために必要な検査を行っていると考えられます。

さらに、検査機関による検査について、A社と買手は、買手がC社の要求に基づくA社からの依頼によって、出荷前にX国国内の外部検査機関においてC社の指定する検査を行い、検査費用については、輸入時に買手が立替をして売手に支払い、A社への商品売渡し時に立替金の請求を行う旨を取り決めています。これらのことから、製造者が検査機関に依頼する検査は、輸入貨物の国内販売先であるA社からの依頼によって行われる検査であり、買手は検査費用の立て替えを売手及び製造者に依頼していると認められます。

以上のことから、買手が売手に支払う検査費用は、買手が自己のために行った検査に要した費用と認められることから、通達4-2の3(2)により、輸入貨物の課税価格に算入されません。